

【表紙】

【発行登録番号】	8－関東 1
【提出書類】	発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年 7 月21日
【会社名】	株式会社ニコン
【英訳名】	NIKON CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役 兼 社長執行役員 CEO 大 村 泰 弘
【本店の所在の場所】	東京都品川区西大井一丁目 5 番20号
【電話番号】	03(3773)1111(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 CFO、財務・経理本部長 松 本 武 史
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区西大井一丁目 5 番20号
【電話番号】	03(3773)1111(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 CFO、財務・経理本部長 松 本 武 史
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行予定期間】	この発行登録書による発行登録の効力発生予定日(2026年 7 月29日)から 2 年を経過する日(2028年 7 月28日)まで
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 100,000百万円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

1 【新規発行社債】

未定

2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

未定

3 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

未定

(2) 【手取金の使途】

設備資金、投融資資金、運転資金、社債償還資金、借入金返済資金及び有価証券の取得資金に充当する予定であります。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第162期(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日) 2026年6月25日関東財務局長に提出

事業年度 第163期(自 2026年4月1日 至 2027年3月31日) 2027年6月30日までに関東財務局長に提出予定

事業年度 第164期(自 2027年4月1日 至 2028年3月31日) 2028年6月30日までに関東財務局長に提出予定

2 【半期報告書】

事業年度 第163期中(自 2026年4月1日 至 2026年9月30日) 2026年11月16日までに関東財務局長に提出予定

事業年度 第164期中(自 2027年4月1日 至 2027年9月30日) 2027年11月15日までに関東財務局長に提出予定

3 【臨時報告書】

上記1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日(2026年7月21日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2026年7月1日に関東財務局長に提出

4 【臨時報告書】

上記1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日(2026年7月21日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2026年7月8日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本発行登録書提出日(2026年7月21日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本発行登録書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社ニコン 本社

(東京都品川区西大井一丁目5番20号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第三部 【保証会社等の情報】

該当事項はありません。